

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査
渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1 条	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 (以下「本業務」という。)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2 条	本業務は、渡良瀬川沿岸地区において、施設整備計画(案)の検討及び概算事業費の算定等を行い、事業計画(案)及び説明資料の作成を行うものである。														
(場 所) 第1-3 条	本業務において対象となる位置は、栃木県足利市及び群馬県桐生市他3市4町地内で、別添位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等) 第1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査に当たっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。														
(管理技術者) 第1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>—</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>—</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	—	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門	—													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—													

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1-7 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 ① 業務実施計画作成時 ② 魚道機能改善対策検討終了後段階 ③ 施設整備計画（案）の作成及び総事業費の算定終了段階 ④ 事業計画書（案）及び説明資料の作成段階 ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																																				
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業設計指針「ため池整備」</td><td>農林水産省 農村振興局整備部</td><td>平成 27 年 2 月</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 22 年 8 月</td></tr><tr><td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr><tr><td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>令和 7 年 4 月</td></tr><tr><td>5</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」</td><td>農林水産省 農村振興局</td><td>平成 30 年 5 月</td></tr><tr><td>6</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>令和 3 年 6 月</td></tr><tr><td>7</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 26 年 3 月</td></tr><tr><td>8</td><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」</td><td>農林水産省 農村振興局整備部 設計課</td><td>令和 6 年 3 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省 農村振興局整備部	平成 27 年 2 月	2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	(公社)農業農村工学会	平成 22 年 8 月	3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月	4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」	(公社)農業農村工学会	令和 7 年 4 月	5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省 農村振興局	平成 30 年 5 月	6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和 3 年 6 月	7	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月	8	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」	農林水産省 農村振興局整備部 設計課	令和 6 年 3 月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																		
1	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省 農村振興局整備部	平成 27 年 2 月																																		
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	(公社)農業農村工学会	平成 22 年 8 月																																		
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月																																		
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」	(公社)農業農村工学会	令和 7 年 4 月																																		
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省 農村振興局	平成 30 年 5 月																																		
6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和 3 年 6 月																																		
7	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月																																		
8	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」	農林水産省 農村振興局整備部 設計課	令和 6 年 3 月																																		
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。																																				
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr><tr><td>3</td><td>環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き（1～3）</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 16 年 12 月</td></tr><tr><td>4</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 19 年 6 月</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室</td><td>令和 5 年 5 月</td></tr><tr><td>6</td><td>土地改良事業計画作成便覧</td><td>(株)地球社</td><td>平成 23 年 7 月</td></tr><tr><td>7</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>令和 7 年 4 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月	2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月	3	環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き（1～3）	(公社)農業農村工学会	平成 16 年 12 月	4	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(公社)農業農村工学会	平成 19 年 6 月	5	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室	令和 5 年 5 月	6	土地改良事業計画作成便覧	(株)地球社	平成 23 年 7 月	7	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	令和 7 年 4 月				
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																		
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月																																		
2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月																																		
3	環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き（1～3）	(公社)農業農村工学会	平成 16 年 12 月																																		
4	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(公社)農業農村工学会	平成 19 年 6 月																																		
5	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課 施設保全管理室	令和 5 年 5 月																																		
6	土地改良事業計画作成便覧	(株)地球社	平成 23 年 7 月																																		
7	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	令和 7 年 4 月																																		

項 目	内 容																																										
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 <table> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>渡良瀬川中央地区 技術資料</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度 渡良瀬川中央農地防災事業 (二期) 水管理施設実施設計その他業務報告書【水管理施設実施設計編】</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 17 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸邑楽東部幹線水路施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区太田幹線水路施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区 事業計画等策定業務</td><td>1 式</td></tr> </table>	貸 与 資 料	数量	事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式	渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1 式	渡良瀬川中央地区 技術資料	1 式	平成 20 年度 渡良瀬川中央農地防災事業 (二期) 水管理施設実施設計その他業務報告書【水管理施設実施設計編】	1 式	平成 17 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸邑楽東部幹線水路施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区太田幹線水路施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 22 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式	平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務	1 式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区 事業計画等策定業務	1 式
貸 与 資 料	数量																																										
事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式																																										
渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1 式																																										
渡良瀬川中央地区 技術資料	1 式																																										
平成 20 年度 渡良瀬川中央農地防災事業 (二期) 水管理施設実施設計その他業務報告書【水管理施設実施設計編】	1 式																																										
平成 17 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸邑楽東部幹線水路施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区太田幹線水路施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
平成 21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
平成 22 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 渡良瀬川沿岸地区施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式																																										
平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書	1 式																																										
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	1 式																																										
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式																																										
令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	1 式																																										
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務	1 式																																										
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区 事業計画等策定業務	1 式																																										

項 目	内 容										
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。										
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務</td><td>R8. 5. 27 ～ R9. 3. 15</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務</td><td>R8. 5. 14 ～ R9. 1. 28</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区土地所有状況調査・営農計画等検討業務</td><td>R8. 6. 17 ～ R9. 3. 10</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区呂楽頭首工耐震照査その他業務</td><td>R8. 6. 25 ～ R9. 2. 26</td></tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務	R8. 5. 27 ～ R9. 3. 15	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～ R9. 1. 28	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区土地所有状況調査・営農計画等検討業務	R8. 6. 17 ～ R9. 3. 10	令和 8 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区呂楽頭首工耐震照査その他業務	R8. 6. 25 ～ R9. 2. 26
業務名	業務実施期間										
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務	R8. 5. 27 ～ R9. 3. 15										
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～ R9. 1. 28										
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区土地所有状況調査・営農計画等検討業務	R8. 6. 17 ～ R9. 3. 10										
令和 8 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区呂楽頭首工耐震照査その他業務	R8. 6. 25 ～ R9. 2. 26										
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1、別紙 2 に示すとおりである。										
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査に当たっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。										
第 4 章 打合せ											

項 目	内 容
(打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（現地調査完了段階） 第 3 回 中間打合せ（施設整備計画（案）の検討及び総事業費の算定終了段階） 第 4 回 中間打合せ（事業計画書（案）及び説明資料の作成段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。
第 5 章 技術提案書の取扱いについて （技術提案の履行） 第 5-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 成果物 （成果物） 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部
（成果物の提出先） 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1－6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条 (業務スライドの試 行) 第 7-2 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 調査項目の追加が生じた場合。 (8) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）URL （「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において 同。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) 、 (6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

項 目	内 容
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項)	
第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
(再調査)	
第 8-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

機能診断対象施設選定（【別紙2】3－1関係） 対象一覧表

施設名称・対象構造物	
岡登幹線水路（9施設）	
分水工（ゲート）	分水工（ゲート）（鹿用水分水）
調整堰・ゲート（No. 14）	スクリーン（三俣分水工取付）
分水工（バタフライ弁）（第1分水工（天王宿分水））	スクリーン（阿左美分水工）
分水工（バタフライ弁）（第2分水工（新田分水））	分水管φ1350（阿左美分水工）
水位調整ゲート（鹿用水分水）	
藪塚畑かん水路（47施設）	
①鹿の川沼ゲート	2号幹線：2-1号制水弁φ900
②池流入ゲート（スライドゲートB1000×H1500）	空気弁φ100（φ600）（1号制水弁室）
③バイパス管流入ゲート（スライドゲートB1000×H1500）	空気弁φ100（φ600）（6号スラストブロック）
④排泥 皿型ゲートφ300	空気弁φ75（7号スラストブロック）
⑤水位調整 堰板B1200×H700	空気弁φ75（9号スラストブロック）
⑥排水 皿型ゲートφ400	空気弁φ75（12号スラストブロック）
⑦皿型ゲートφ400	空気弁φ75（15号スラストブロック）
⑧排泥 皿型ゲートφ300	分水空気弁φ20（藪1-31-2）
⑨仕切板（堰板B600×H1000）	空気弁φ75（17号スラストブロック（IP. 34））
⑩土砂吐 皿型ゲートφ600	空気弁φ75（18号スラストブロック（IP. 35））
鋼製スライドゲート（制水ゲート）	分水空気弁φ50（藪1-35-2）
水位計（暗渠）（No. 0～No. 3）	空気弁φ75（20号スラストブロック（IP. 37））
分水ゲート（鹿分水工鹿用水側）1.08×1.00	分水空気弁φ50（藪1-37-2）
分水ゲート（鹿分水工導水路側）0.98×1.00	空気弁φ75（22号スラストブロック（IP. 39））
空気弁φ150（φ600）（制水弁室_到達立坑）	空気弁φ100（φ600）（2-1号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（4号空気弁室（IP. 14-1））	空気弁φ100（φ600）（2-2号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（1-1号分水工）	空気弁φ100（φ600）（2-7号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（1-2号スラストブロック）	空気弁φ100（φ600）（2-9号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（4号スラストブロック（IP. 19））	空気弁φ100（φ600）（11号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（8号スラストブロック（IP. 20-1））	空気弁φ100（φ600）（13号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（13号スラストブロック（IP. 23））	空気弁φ75（15号スラストブロック）
分水空気弁φ50（藪1-16-2）	空気弁φ75（17-3号スラストブロック）
空気弁φ150（φ600）（19号スラストブロック（IP. 27-1））	空気弁φ50（19号スラストブロック）
8号空気弁	
太田幹線水路（18施設）	
分水ゲートB800×H800（1号分水工）	サイホンブレーカ（太田沈砂池）
水位調整ゲート（1号分水工）	非常用ゲートB2200×H2100（太田沈砂池）
監査口スクリーン（No. 8～No. 9）	チェックゲートB5000×H2700（太田沈砂池）
分水工（No. 24+42.850）分水管φ400	スクリーン（トランジション（上流側））
スクリーン（4号落差工）	原田分水工（No. 56+35.470左岸）ゲートB1000×H900
分水ゲートB700×H700（4号落差工）	スクリーン（唐沢橋サイホン）
右岸排水工（流入）ゲートB1700×H1700（太田沈砂池）	矢場分水ゲートB5600×H370
右岸排水工（流入）スクリーン（太田沈砂池）	スクリーン（矢場分水工）
サイホン部スクリーン（太田沈砂池）	新田堀分水ゲートB5300×H370
矢場幹線水路（16施設）	
空気弁φ150（空気弁室）	第2分水管φ100
空気弁φ150（φ600）（マンホール室（空気弁））	水門工（制水ゲートB2.6×H3.1m）（第4分水工）
空気弁φ150（φ600）（休泊放水工）	取水口（皿型ゲートφ500）（第4分水工）
休泊放水工制水弁φ700	1号分水ゲートφ200
空気抜用管・弁φ250（スラストブロック（IP. 3～減勢工））	2号分水管φ900
左岸分水ゲートφ250（1号分水工）	沖堰分水ゲートB600×H600（2号分水工）
右岸分水バルブφ100（1号分水工）	本矢場堰分水ゲートB600×H600（2号分水工）
小瀬墓分水工スルースゲートB3250×H1300	余水吐ゲートB2000×H500（2号分水工）
三栗谷導水路（15施設）	
ゲートB2500×H1300（小瀬墓分水工（三栗谷導水路側））	排泥弁φ500（排泥工（IP. 1））
3号分水ゲートφ400	空気弁φ150（φ600）（3号マンホール）
6号分水ゲートφ200	空気弁φ150（φ600）（4号マンホール（IP. 4））
余水吐スクリーン（三栗谷分水工）	空気抜管φ200（12号調整管）
余水吐ゲートφ500（三栗谷分水工）	空気抜弁φ200（12号調整管）
空気抜管φ250（管水路（取付））（No. 19）	減勢工ゲート（三栗谷減勢工）
空気弁φ150（2号マンホール（IP. 26））	量水標（開渠_三栗谷集水渠流入）
空気弁φ150（φ600）（2号マンホール）	

機能診断対象施設選定（【別紙2】3－1関係） 対象一覧表

施設名称・対象構造物		
新田堀幹線水路（26施設）		
1号分水工（No. 68+42.000左岸）ゲートφ300	1号分水工（No. 106+4.480左岸）ゲートφ200	
2号分水工（No. 70+45.800左岸）ゲートφ400	15号分水工（No. 107+4.000右岸）ゲートφ200	
3号分水工（No. 79+2.900左岸）ゲートφ300	37号分水工（No. 108+44.850左岸）ゲートφ500	
4号分水工（No. 79+31.500左岸）ゲートφ200	水位調整ゲート（37号分水工（持倉））	
5号分水工（No. 81+3.200左岸）ゲートφ100	八瀬川放流水B2000×H2300	
6号分水工（No. 84+18.000左岸）ゲートφ300	八瀬川分水工制水弁φ150	
7号分水工（No. 88+20.400左岸）ゲートφ300	41号分水工（No. 120+13.550左岸）ゲートB600×H600	
8号分水工（No. 90+19.040左岸）ゲートφ200	42号分水工（No. 123+32.450左岸）ゲートφ200	
9号分水工（No. 92+31.820左岸）ゲートφ250	43号分水工（No. 125+27.500左岸）ゲートφ200	
10号分水工（No. 97+10.180左岸）ゲートφ100	45号分水工（No. 130+45.570左岸）ゲートφ200	
11・12号分水工（No. 97+22.880左岸）ゲートφ300	強戸分水工ゲートB400×H400	
13号分水工（No. 98+7.880左岸）ゲートφ500	49号分水ゲート（No. 157+6.330左岸）φ300	
14号分水工（No. 101+10.000左岸）ゲートφ200	新田堀分水工 除塵機（ロータリー式）1.75×1.50	
大谷幹線水路（28施設）		
スクリーン（1号トランジション）	水位調整ゲート（No. 288）	
2号分水ゲートφ450（2号分水工（左岸））	合流工B1600×H1000（スクリーン、角落し）（No. 293）	
3号分水ゲートφ300（3号分水工（右岸））	左岸直接分水ゲートφ200（直接分水工（No. 300+86.000左岸））	
水位計（矢田堀放水工（取付部））	右岸直接分水ゲートB300×H300（直接分水工（No. 301+29.200右岸））	
4号分水ゲートφ300（4号分水工（左岸））	左岸直接分水ゲートφ150（直接分水工（No. 301+72.000左岸））	
5号分水ゲートφ350（5号分水工（左岸））	右岸直接分水ゲートB450×H450（直接分水工（No. 301+72.000右岸））	
6号分水ゲートφ300（6号分水工（右岸））	水位調整ゲート（安良岡水位調整ゲート）	
矢田堀放水工（分水ゲート）	分水ゲートφ1000（七ヶ村用水分水工）	
分水ゲートφ300（No. 269～No. 271）	流入ゲートφ500（万所用水流入部）	
1号分水ゲートφ800（1号分水工（左岸））	第2分水取水ゲート（左岸）φ500（第2分水取水工（左岸））	
1号直接分水ゲートφ200（1号直接分水工（右岸））	第2分水取水ゲート（右岸）φ600（第2分水取水工（右岸））	
2号直接分水バタフライ弁φ300（2号直接分水工（左岸））	第3分水取水ゲートφ600（第3分水取水工（左岸））	
2号分水ゲートφ600（2号分水工（右岸））	水位調整ゲート（第3分水工（小林堰（宮田堰）））	
3号分水ゲートφ400（3号分水工（左岸））	分水ゲートB1100×H1100（3号フルーム水路（分水工））	
長堀幹線水路（10施設）		
スクリーン（オーブントランジション）	分水ロゲートφ100（弥太郎堰放水路）	
通気孔φ100（管水路（IP. S-1））	1号分水ゲートφ200	
通気孔φ100（管水路（IP. S-2））	2号分水ゲートφ350	
通気孔φ100（管水路（IP. S-22））	3号分水ゲートφ350	
放水路水位調整ゲート（弥太郎堰放水路）	スクリーン（開渠）（No. 59～No. 61）	
矢田堀放水路（1施設）		
分水ゲート（水位調整施設）		
邑桑東部幹線水路（42施設）		
1-1号分水工（No. 0-2.000左岸）ゲートφ250	4号取水工（No. 37+21.998右岸）ゲートφ350	
直分水1号（No. 1+33.200左岸）ゲートφ250	5号取水工（No. 42+11.691右岸）ゲートφ250	
直分水2号（No. 3+44.200左岸）ゲートφ250	6号取水工（No. 44+32.191右岸）ゲートφ300	
1-3号分水工（No. 6+10.920左岸）ゲートφ200	7号取水工（No. 45+46.371右岸）ゲートφ350	
1-4号分水工（No. 8+15.940左岸）ゲートφ200	8号取水工（No. 48+17.391右岸）ゲートφ450	
分水管φ30（No. 16～No. 19）	9号取水工（No. 51+38.291右岸）ゲートφ300	
スクリーン（No. 16～No. 19）	10号取水工（No. 54+10.200右岸）ゲートφ300	
直分水4号（No. 18+10.000左岸）ゲートφ200	11号取水工（No. 57+9.000右岸）ゲートφ350	
5号分水工（No. 23+32.000右岸）ゲートφ200	12号取水工（No. 58+4.300右岸）ゲートφ450	
6号分水工（No. 24+16.000左岸）ゲートφ300	13号取水工（No. 63+20.000右岸）ゲートφ300	
7号分水工（No. 25+5.000左岸）ゲートφ200	14号取水工（No. 64+41.160右岸）ゲートφ250	
8号分水工（No. 28+6.000左岸）ゲートφ450	15号取水工（No. 66+2.570右岸）ゲートφ350	
水位計（開渠（Ⅱ型））（No. 28）	16号取水工（No. 67+21.820右岸）ゲートφ500	
9号分水工（No. 28+39.000左岸）ゲートφ500	17号取水工（No. 68+20.320右岸）ゲートφ250	
本線スクリーン（仲伊谷田放水工：分水部）	分水管φ150（立上管φ400）（No. 70～No. 71）	
1号取水工（No. 29+33.438右岸）ゲートφ350	分水管φ150（立上管φ400）（No. 71～No. 72）	
10号分水工（No. 30+20.300左岸）ゲートφ150	18号取水工（No. 73+32.430右岸）ゲートφ400	
2号取水工（No. 34+0.487右岸）ゲートφ350	19号取水工（No. 74+24.500右岸）ゲートφ200	
本線スクリーン（楠木分水工：下流部）	9号分水工（No. 78+44.820右岸）ゲートφ400	
3号取水工（No. 34+45.391右岸）ゲートφ350	11号分水工（No. 82+35.800右岸）ゲートφ800	
11号分水工（No. 37+21.400左岸）ゲートφ150	12号分水工（No. 82+48.000右岸）ゲートφ400	

[作 業 項 目 内 訳 表]

【設計業務】

作 業 項 目		作 業 内 容	作業量	備考												
1. 準備作業																
1－1. 資料の検討		過年度に実施した調査結果等、貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式													
1－2. 現地調査		本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	一式													
2. 用水計画(案)の検討																
2－1. 用水計画(案)の更新		水利用実態調査による検討内容、令和7年度に作成した土地利用計画(案)及び営農計画(案)を反映し、用水計画(案)を更新する。	一式													
3. 施設整備計画(案)の検討																
3－1. 施設整備計画(案)に係る検討		本地域全体、上流域及び下流域について、施設整備計画に係る以下の検討を行う。 【地域全体】 ・令和7年度に取りまとめた水管理施設の整備計画について、地元要望も踏まえて精査を行う。 ・水管理施設をクラウド化する際の、頭首工管理所に求められる機能を整理する。また水管理施設をクラウド化する際の効果的な時期や費用を計上する。 ・域整備方向検討調査において作成した長寿命化計画の対象施設のうち、幹線水路の付帯施設(施設機械)は、H22以前の機能保全計画を踏襲しており、概略による一式計上となっていることから、対象施設を見直す必要がある。そのため、以下のとおりスクリーニングを行い、機能診断の対象施設を選定する。対象施設数は別紙1に示す212施設とする。 <スクリーニング> ・全施設について土地改良区へ聞き取り調査を行い、(a)利用実態、(b)供用年数、(c)劣化状況、(d)破損・損傷等の不具合を把握し、機能診断対象施設を絞り込む。 ・ゲート類や除塵機等の施設規模が比較的大きな施設の重要度・復旧難易度の高い施設を整理し、機能診断対象施設を絞り込む。 ・過年度の検討結果及び本業務での検討内容を踏まえ、施設長寿命化計画(案)を更新する。 【上流域】 ・大間々頭首工先端ゲートの撤去(改修)にあたり、令和7年度に検討した仮設計画に基づいて仮設含む事業費を精査するとともに断水期間を算出する。また、営農補償費を算出し、経済的かつ、営農への影響を最小限にとどめる案を検討する。 ・大間々頭首工の管理用階段について、法面の改造を含めて実現可能な階段の構造を検討する。 【下流域】 ・令和7年度に検討した調整池の設置計画について、地元要望も踏まえて精査を行う。	一式													
3－2. 施設整備計画(案)等の更新		令和7年度に作成した施設長寿命化計画(案)、施設整備計画(案)及び関係機関への説明資料(案)を、過年度までの検討、本業務による検討、施設の維持管理工事実施の状況等及び関連事業による頭首工の耐震照査結果等を踏まえて精査し、最新の内容に更新する。	一式													
4. 概算総事業費の算定		本業務による検討を踏まえ、概算工事費及び総事業費を算出する。	一式													
5. 事業計画書(案)及び説明資料の更新		上記2～4の成果の成果を踏まえ、発注者が指定する様式で過年度に作成した事業計画書(案)及び補足説明資料の下記項目をを更新する。	一式													
第1章 目的		目的に係る事項及び説明資料を更新する。														
第2章 地域及び地積		地域、地積に係る事項及び説明資料を更新する。														
第3章 現況		気象、土地状況、水利状況、道路概況、地域農業の概況、地域環境の概況に係る事項及び説明資料を更新する。														
第4章 一般計画		事業計画の要旨、営農計画及び土地利用計画、用水計画に係る事項及び説明資料を更新する。														
第5章 主要工事計画		用水施設に係る事項及び説明資料を更新する。														
第6章 工事の着手及び完了の 予定時期		工事の着手及び完了の予定時期に係る事項及び説明資料を更新する。														
第7章 環境との調和への配慮		環境との調和への配慮に係る事項及び説明資料を更新する。														
第8章 事業費の総額及び内訳		事業費の総額及び内訳に係る事項及び説明資料を更新する。														
第9章 効用		効用に係る事項及び説明資料を更新する。														
第10章 関連する事業		関連する事業に係る事項及び説明資料を更新する。														
第11章 現況・計画図面		現況平面図、計画平面図及び土地利用計画図、主要構造図、図面目録を更新する。														
6. 事業費審査会資料とりまとめ		別途貸与する「令和8年度事業費審査会資料」を参考に、事業費審査会に係る資料及び補足説明資料の作成を行う。 なお、事業費審査会は令和8年8月頃と想定している。 <table><tr><th>作成資料</th><th>作成項目</th></tr><tr><td>①積算書</td><td>事業費算出時の積算書(単価内訳・積算資料等)</td></tr><tr><td>②技術的課題経費整理表</td><td>整理表、算出根拠</td></tr><tr><td>③チェックリスト</td><td>土地改良事業計画における事業費チェックリスト</td></tr><tr><td>④想定問答</td><td>想定問答の作成</td></tr><tr><td>⑤報告書抜粋</td><td>事業費該当報告書部分を明示</td></tr></table>	作成資料	作成項目	①積算書	事業費算出時の積算書(単価内訳・積算資料等)	②技術的課題経費整理表	整理表、算出根拠	③チェックリスト	土地改良事業計画における事業費チェックリスト	④想定問答	想定問答の作成	⑤報告書抜粋	事業費該当報告書部分を明示	一式	
作成資料	作成項目															
①積算書	事業費算出時の積算書(単価内訳・積算資料等)															
②技術的課題経費整理表	整理表、算出根拠															
③チェックリスト	土地改良事業計画における事業費チェックリスト															
④想定問答	想定問答の作成															
⑤報告書抜粋	事業費該当報告書部分を明示															

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量	備考												
7. 新規地区検討会資料とりまとめ	別途貸与する「令和8年度新規地区検討会資料について」を参考に、新規地区検討会資料の作成を行う。 なお、新規地区検討会は、令和9年2月頃を想定している。 <table><tr><th>作成資料</th><th>作成項目</th></tr><tr><td>①地区概要（横概要） 資料1</td><td>・事業の概要、事業の目的・必要性、地区の写真、地区の概要、概要図、事業の効率性等を取りまとめる。 ・15枚程度を想定</td></tr><tr><td>②国営事業等新規地区検討会打合せ資料【地区調査等から着工地区、全計移行地区作成対象】 資料2-1</td><td>・地区概要、本事業における整備内容及び前歴事業の概要、関連事業、営農計画の概要、環境との調和への配慮、国の負担割合等を取りまとめる。 ・20枚程度を想定</td></tr><tr><td>③事業の効用に関する説明資料 資料4</td><td>・総費用総便益比の算定、年効果額の算定方法、便益に使用した資料を取りまとめる。 ・15枚程度を想定</td></tr><tr><td>④事業の効用に関する詳細 資料5</td><td>・③の詳細説明資料を取りまとめる。</td></tr><tr><td>⑤国営土地改良事業にかかる工事対象施設等の取扱について 資料6</td><td>・対象施設の管理主体、年間維持管理費等を取りまとめる。 ・2枚程度を想定</td></tr></table>	作成資料	作成項目	①地区概要（横概要） 資料1	・事業の概要、事業の目的・必要性、地区の写真、地区の概要、概要図、事業の効率性等を取りまとめる。 ・15枚程度を想定	②国営事業等新規地区検討会打合せ資料【地区調査等から着工地区、全計移行地区作成対象】 資料2-1	・地区概要、本事業における整備内容及び前歴事業の概要、関連事業、営農計画の概要、環境との調和への配慮、国の負担割合等を取りまとめる。 ・20枚程度を想定	③事業の効用に関する説明資料 資料4	・総費用総便益比の算定、年効果額の算定方法、便益に使用した資料を取りまとめる。 ・15枚程度を想定	④事業の効用に関する詳細 資料5	・③の詳細説明資料を取りまとめる。	⑤国営土地改良事業にかかる工事対象施設等の取扱について 資料6	・対象施設の管理主体、年間維持管理費等を取りまとめる。 ・2枚程度を想定	一式	
作成資料	作成項目														
①地区概要（横概要） 資料1	・事業の概要、事業の目的・必要性、地区の写真、地区の概要、概要図、事業の効率性等を取りまとめる。 ・15枚程度を想定														
②国営事業等新規地区検討会打合せ資料【地区調査等から着工地区、全計移行地区作成対象】 資料2-1	・地区概要、本事業における整備内容及び前歴事業の概要、関連事業、営農計画の概要、環境との調和への配慮、国の負担割合等を取りまとめる。 ・20枚程度を想定														
③事業の効用に関する説明資料 資料4	・総費用総便益比の算定、年効果額の算定方法、便益に使用した資料を取りまとめる。 ・15枚程度を想定														
④事業の効用に関する詳細 資料5	・③の詳細説明資料を取りまとめる。														
⑤国営土地改良事業にかかる工事対象施設等の取扱について 資料6	・対象施設の管理主体、年間維持管理費等を取りまとめる。 ・2枚程度を想定														
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の更新を行う。	一式													
9. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の更新を行う。	一式													

※本地域の受益市町は、足利市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、千代田町、大泉町、板倉町、邑楽町。

※本地域の関係土地改良区は、阿左美沼、岡登堰、藪塚台地、三栗谷用水、待矢場両堰、赤郷台地、邑楽、板倉台地。